

# 袋井市森林整備計画書

計画期間

〔 自 令和6年4月1日  
至 令和16年3月31日 〕  
(変更 令和8年3月31日)

静岡県  
袋井市

## はじめに

袋井市森林整備計画（以下、「本計画」という。）は、森林法（以下、「法」という。）第 10 条の 5 の規定により、本市内の森林を適切に整備していくことを目的として、本市における森林・林業関連施策の方向を示すとともに、森林所有者等が行う森林整備に関する指針等を定めたものです。森林所有者等が作成する森林経営計画は、本計画の内容に照らして市長等が認定します。

本計画の対象となる森林は、県が定める天竜地域森林計画の対象森林です。本計画の期間中に、天竜地域森林計画が変更され、地域森林計画の対象森林が変更になった場合は、本計画の対象森林も同様に変更されたものとみなします。その際、新たに計画の対象に加わった森林は、周辺の森林と同様の計画内容が適用されます。

なお、本計画は令和 8 年 4 月 1 日から効力を生じます。

I	伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
第1	森林整備の現状と課題	1
第2	森林整備の基本方針	1
1	森林の機能と望ましい姿	
2	森林整備の基本的な考え方	
3	地域の目指すべき森林の姿と森林の区域設定	
4	その他必要な事項	
第3	森林施業の合理化に関する基本方針	12
1	森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進	
2	森林施業の共同化の促進	
II	森林整備の方法に関する事項	13
第1	伐採に関する事項	13
1	伐採の方法	
2	標準伐期齢	
3	その他必要な事項	
第2	造林に関する事項	15
1	人工造林に関する事項	
2	天然更新に関する事項	
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4	森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	
第3	保育・間伐に関する事項	21
1	保育の作業種別の標準的な方法	
2	間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法	
3	計画期間内に間伐を実施する必要があると認められる森林	
第4	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	23
1	作業路網の整備に関する事項	
2	その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	25
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	
2	森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策	
3	森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	26
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
第7	その他森林整備に関する必要な事項	26
1	林業に従事する者の確保及び育成・定着に関する事項	
2	林業機械の導入の促進に関する事項	
3	林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項	
III	森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項	28
第1	森林の病虫害の駆除又は予防の方法等	28
1	森林病虫害の駆除並びに予防の方針及び方法	
2	森林病虫害の駆除及び予防の体制作りの方針	

第2	鳥獣による森林被害対策の方法	28
1	鳥獣害防止森林区域の設定	
2	鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法	
3	その他の区域及び鳥獣に関する森林被害対策の方法	
4	鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認等	
5	その他必要な事項	
第3	林野火災の予防の方法	29
第4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の手続き	29
第5	その他必要な事項	29
1	病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を実施すべき林分	
2	その他必要な事項	
<b>IV</b>	<b>森林の保健機能の増進に関する事項</b>	<b>31</b>
第1	保健機能森林の区域	31
第2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	31
第3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	31
1	森林保健施設の整備	
2	立木の期待平均樹高	
第4	その他必要な事項	32
<b>V</b>	<b>その他森林の整備のために必要な事項</b>	<b>33</b>
第1	森林経営計画の作成に関する事項	33
1	森林経営計画の記載内容に関する事項	
2	一体整備相当区域	
第2	森林整備を通じた地域振興に関する事項	33
第3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	33
第4	住民参加による森林の整備に関する事項	33
1	地域住民参加による取組	
2	上下連携による取組	
3	法第10条の11第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策	
第5	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	34
第6	その他必要な事項	34
1	施業の制限を受けている森林に関する事項	
2	森林の保全に関して留意すべき事項	
3	土地の形質の変更にあたり留意すべき事項	
4	環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項	
5	公有林の整備に関する事項	
6	良好な森林景観の形成に関する事項	

## **I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 (法第10条の5第2項第1号及び第5号)**

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林資源を維持造成することを旨として、森林整備の基本方針、森林施業の合理化に関する基本方針等を定める。

### **第1 森林整備の現状と課題**

本市は、静岡県西部地域に位置し、東部には、国有林が所在し、最南部の松林については、海岸線約5.3kmに渡り、県立自然公園に指定されている。

総面積10,833haのうち、森林面積は2,191ha(民有林1,810ha、国有林381ha)で、総面積の約20%を占めている。このうち、本計画の対象森林面積は1,757haであり、ヒノキを主体とした人工林面積が364ha(人工林率20%)を占めている。

森林は水源の涵養や土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全、二酸化炭素の吸収などの公益的な機能を持っているが、近年頻発する集中豪雨等による災害の多発化・激甚化への対策やカーボンニュートラルに寄与する森林吸収源の確保など、その公益的機能の重要性は益々高まっている。

### **第2 森林整備の基本方針**

#### **1 森林の機能と望ましい姿**

森林の持つ様々な機能は、主に「木材等生産機能」、「水源涵養機能」、「山地災害防止機能／土壌保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保全機能」の7つに分類されており、このうち、水源涵養機能から生物多様性保全機能までの6つの機能は、人々の生活や周囲の環境に広く寄与することから「森林の公益的機能」と呼ばれている。

ここでは、それぞれの森林の機能とその機能の発揮の上から望ましい森林の姿を表1-2-1に示す。

表 1-2-1 森林の機能と望ましい森林の姿

機能	働き	機能発揮の上から望ましい森林の姿
木材等生産機能	木材等を生産する働きがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林木の生育に適した森林土壌を有している。</li> <li>・ 適正な密度を保ち、形質の良好な林木からなり、成長量が大きい。</li> <li>・ 林道等の生産基盤が適切に整備されている。</li> </ul>
公益的機能	水源涵養機能	<p>水資源を保持し、渇水を緩和するとともに、洪水流量等を調節する働きがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有している。</li> <li>・ 下層植生とともに樹木の根が発達している。</li> </ul>
	山地災害防止機能／土壌保全機能	<p>自然現象等による土砂崩壊や土砂流出等の山地災害の発生、その他表面侵食等、山地の荒廃を防止し、土地を保全する働きがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れている。</li> <li>・ 適度な光が差し込み、下層植生が発達している。</li> <li>・ 必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている。</li> </ul>
	快適環境形成機能	<p>強風や飛砂、騒音等から生活環境を守り、快適な生活環境を形成する働きがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高い。</li> </ul>
	保健・レクリエーション機能	<p>保健、教育活動に寄与する働き、自然環境を保全・形成する働きがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している。</li> <li>・ 身近な自然として又は自然とのふれあいの場として適切に管理されている。</li> <li>・ 必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている。</li> </ul>
	文化機能	<p>自然景観や歴史的風致の構成要素となり、優れた美的景観を形成する働きがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している。</li> <li>・ 必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている。</li> </ul>
	生物多様性保全機能	<p>地域の生態系や生物多様性の保全に寄与する働きがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原生的な森林生態系を保持している。</li> <li>・ 学術的に貴重な生物種が生育・生息している。</li> </ul>

## 2 森林整備の基本的な考え方

### (1) 森林の機能別の区域

表1-2-1に示した森林の機能を特に発揮する必要がある森林について、森林の機能の維持増進を図るための森林として表1-2-2のとおり定める。

表1-2-2 森林の機能別の区域

機能		森林の機能別の区域
木材等生産機能		木材等の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「木材等生産機能維持増進森林」)
公益的機能別施業森林	水源涵養機能	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「水源涵養機能維持増進森林」)
	山地災害防止機能 土壌保全機能	山地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」)
	快適環境形成機能	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「快適環境形成機能維持増進森林」)
	保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「保健文化機能維持増進森林」)

**(2) 森林施業の方法(施業種)**

森林の機能の維持増進を図るための森林における施業の方法（以下、「施業種」という。）を表1-2-3のとおり定め、施業種ごとの主伐の時期の下限を表1-2-4のとおり定める。

また、風致の優れた森林の維持又は造成に必要な樹種を特定広葉樹として表1-2-5にその樹種と施業の方法を定める。

表1-2-3 施業の方法（施業種）

区域	施業種	主伐	間伐
木材等生産機能維持増進森林 木材等生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林（以下、「特に効率的な施業が可能な森林」）	通常伐期	Ⅱの第1に示す「伐採に関する事項」とおとりとする。	Ⅱの第3の1「間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法」に示すとおりとする。
水源涵養機能維持増進森林	伐期の延長	主伐の時期は、公益的機能を高度に発揮させるために、標準伐期齢に10年加えた林齢以上とし、その下限を表1-2-4に示す。	
山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林	長伐期	主伐の時期は、公益的機能を高度に発揮させるために、標準伐期齢のおおむね2倍の林齢以上とし、その下限を表1-2-4に示す。	
快適環境形成機能維持増進森林	複層林	Ⅱの第1の1(2)に示す「伐採（主伐）の標準的な方法」の育成複層林の項目のとおりとする。	複層林の造成後は、上層木の成長に伴って、林内の明るさが低下し下層木の成長が抑制されることから、下層木の適確な生育を確保するため、適時に間伐を実施する。 この場合、上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を常に維持する。
保健文化機能維持増進森林	択伐による複層林	伐採方法は、択伐とし、Ⅱの第1の1(2)に示す「伐採（主伐）の標準的な方法」の育成複層林の項目のとおりとする。	
保健文化機能維持増進森林	特定広葉樹の育成	保健文化機能維持増進森林で、特に地域独自の景観等が求められる森林においては、表1-2-5に示す特定広葉樹育成施業を行うこととする。	

※ ただし、(1)に定める森林の区域が重複した森林では、表下段の施業種を適用するが、主伐の時期は下限値が高い方を適用する。例えば、「水源涵養機能維持増進森林」

(施業種は「伐期の延長」と「山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林」(施業種は「択伐による複層林」)の区域が重複した場合、伐期は「標準伐期齢に10年加えた林齢以上」、伐採率は「30%以下」とする。

表1-2-4 主伐の時期(伐期齢)の下限

施業種	樹種(林齢)						
	スギ	ヒノキ	マツ	テーダマツ	その他針葉樹	クヌギコナラ	その他広葉樹
通常伐期	40	45	35	30	50	15	25
伐期の延長	50	55	45	40	60	25	35
長期伐	80	90	70	60	100	30	50

※1 マツはクロマツ及びアカマツを指す。

※2 複層林、択伐による複層林は、通常伐期と同様とする。

※3 標準伐期齢は、Ⅱの第1の表2-1-3を参照

表1-2-5 特定広葉樹

特定広葉樹(樹種)	特定広葉樹の育成のための施業方法
ウバメガシ、アカガシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定広葉樹は、郷土樹種を主体として、地域独自の景観、多様な生物の生息・生育環境を形成する樹種を指定する。</li> <li>・ 特定広葉樹の伐採は、常に更新を意識し、その蓄積が維持される範囲内において行うものとする。</li> <li>・ 特定広葉樹以外の立木は、特定広葉樹が優勢となるよう、伐採を促進する。</li> <li>・ 天然更新に必要な母樹が無い森林等、植栽によらなければ特定広葉樹の適確な更新が困難な場合には、適正な本数の特定広葉樹を植栽し、必要に応じて除伐、補植等の更新補助作業を行う。</li> <li>・ さらに育成に必要な下刈、除伐等の保育を実施することとし、タケの侵入により特定広葉樹の生育が妨げられるおそれのある場合は、継続的なタケの除去を行う。</li> </ul>

### (3) 森林の整備・保全の考え方

表1-2-2に定めた森林の機能の維持増進を図るための森林について、森林の整備及び保全の考え方を表1-2-6のとおり定める。

表1-2-6 森林の整備・保全の考え方

区域	森林の整備・保全の考え方
木材等生産機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>地形、地利等から効率的な森林施業が可能な森林においては、木材等生産機能が十分に発揮されるよう、計画的な伐採による木材の安定供給に努める。</li> <li>森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進する。</li> <li>施業種は「通常伐期」とする。</li> <li>木材等生産機能の維持増進を図るため、伐採後は有用樹種により確実かつ早期に再造林するよう努めるものとする。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>木材の継続的生産による安定供給を促進するため、人工林については原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとする。</li> <li>施業種は「通常伐期」とする。</li> </ul>
公益的機能別施業森林	<p>水源涵養機能維持増進森林</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ダム等利水施設の上流部においては、水源涵養機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。</li> <li>下層植生の維持や根系の発達を確保するため、適切な保育・間伐を推進する。</li> <li>施業種は「伐期の延長」とする。</li> </ul>
	<p>山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>山地災害の発生の危険性が高い森林では、土砂流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。</li> <li>溪岸の侵食防止や山脚の固定等に必要なる谷止工や土留工等の施設の設置を推進する。</li> <li>伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図る。</li> <li>施業種は、原則「複層林」とし、特に、県民生活を守る機能を発揮させる必要がある森林では、「択伐による複層林」とする。ただし、適切な伐区の形状・配置により機能の確保が可能な森林においては、「長伐期」とする。</li> </ul>
	<p>快適環境形成機能維持増進森林</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活環境の保全のため、保安林の指定やその適切な管理を推進する。</li> <li>風や潮の害を防ぎ、砂の移動を抑える働きをする森林では、皆伐を避ける。</li> <li>松くい虫被害の拡大を防止するため、内陸側のマツ林で、広葉樹等への樹種転換が可能な森林は、積極的に樹種転換を進める。</li> <li>地域の快適な生活環境を保全するため、所有者、地域住民、行政及びNPO等との協働により、適切な保育・間伐を進める。</li> <li>施業種は、原則「複層林」とし、特に、快適な生活環境を形成する機能を発揮させる必要がある森林では、「択伐による複層林」とする。ただし、適切な伐区の形状・配置により機能の確</li> </ul>

		保が可能な森林においては、「長伐期」とする。
	保健文化機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健・風致の保存等のため、保安林の指定やその適切な管理を推進する。</li> <li>保健文化機能維持増進森林においては、間伐を繰り返し、複層林や自然力を生かした混交林に誘導する。</li> <li>施業種は、原則「複層林」とし、特に、生態系や生物多様性を保全する機能を発揮させる必要がある森林では、「択伐による複層林」とする。ただし、適切な伐区の形状・配置により機能の確保が可能な森林においては、施業種は「長伐期」とする。また、特定の郷土樹種を主体とした地域独自の景観等の形成が求められる森林では、「特定広葉樹」とする。</li> <li>里山林については、生物多様性保全機能等を確保しつつ、適切な保育及び間伐を推進する。</li> </ul>

### 3 地域の目指すべき森林の姿と森林の区域設定

#### (1) 区域設定の基本方針

森林の機能別の区域について、区域設定の基本方針を表1-2-7のとおり定める。

表1-2-7 区域設定の基本方針

区域		区域設定の基本方針
木材等生産機能維持増進森林		地位が高く、緩傾斜で林道等から近い針葉樹人工林が多くの割合を占める森林を面的に設定
	特に効率的な施業が可能な森林	緩やかな斜面かつ林道の近くに位置しており、効率的に木材生産を行うことが可能な人工林を中心に設定
公益的機能別施業森林	水源涵養機能維持増進森林	河川周辺や小笠山など水源涵養機能の維持増進を図る必要のある森林を設定
	山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	土砂流出防備保安林に指定されており、山地災害の発生によって人命・人家等施設への被害のおそれがある森林を設定
	快適環境形成機能維持増進森林	小笠山（エコパスタジアム）周辺や浅羽海岸の松林など、生活環境の保全を図る必要のある森林を設定
	保健文化機能維持増進森林	小笠山（エコパスタジアム）周辺や浅羽海岸の松林など、保健・レクリエーション機能や文化機能の保全を図る必要のある森林を設定

#### (2) 地域の目指すべき森林の姿

地域において期待される森林の機能を踏まえ、各地域における目指すべき森林の姿は、次のとおりとする。

##### ア 北部地域

北西部（山田、川会、大谷）、北東部（宇刈、村松、春岡）にヒノキを主体とした人工林があるが、それぞれ分散していることから施業の集約化が困難な状況にある。

しかし、本市の森林は地域の里山として生活に密着していることから、森林

の持つ水源涵養、土砂流出防止、生活環境の保全等の公益的機能の発揮を求められている。その機能を維持していくため、人工林の間伐や里山の森林整備を積極的に推進する。

### イ 小笠山地域

本市の東側には、広葉樹林と針葉樹林からなる小笠山が掛川市にまたがって存在する。人工林の大半は国有林として管理され、広葉樹林は里山として公益的機能を発揮している。また、小笠山総合運動公園として整備された地域は、豊かな自然環境を活用した公園として市民の保健休養の場として活用されている。豊かな自然環境を保全し、身近な自然ふれあいの場として適切に管理するとともに、土砂流出防備保安林については山地災害防止機能を高める整備を推進する。

### ウ 海岸地域

本市の海岸地域にはマツ林があり、海岸防災林として飛砂防備、潮害防備、防風等の機能を発揮している。しかし、松くい虫被害による機能の低下が心配されている。抵抗性マツ林の整備等、松くい虫防除対策を積極的に実施することで保護し、海岸マツ林の機能の維持向上を図っていく。

なかでも、防潮堤においては、近年特にその被害が顕著な状況にある。このため、東日本大震災を受け、現在防潮堤のかさ上げと再造林を進めており、市が基盤造成・盛土を施工し、その上に県が治山事業にて、上部被覆するとともに、混合林として再造林することによって、防潮堤の整備と機能維持向上を図るものとする。

## (3) 森林の区域設定

地域の目指すべき森林の姿を踏まえて、本市において特に森林の機能を発揮する必要のある森林とその施業種を表1-2-8～10のとおり設定する。

表1-2-8 地域別の森林の区域

地域	機能区分						施業種	区域設定の考え方	面積 (ha)
	木材	水源	山地	快適	保健	他			
北部地域		○					伐期の延長	地域の里山として生活に密着し、森林のもつ水源涵養を發揮させるべき区域。	864.01
小笠山 地域		○					伐期の延長	小笠山総合運動公園周辺で水源涵養を發揮させるべき区域。	735.07
		○	○	○	○		特定 広葉樹	里山として公益的機能を發揮している区域。	79.3
		○	○	○	○		長伐期	人工林を主体とした区域。	15.9

海岸地域	○	○	複層林 (択伐)	県立自然公園に指定されており、自然環境に恵まれた区域。	44.68
			通常伐期	孤立した小規模な森林のため、特に区域設定を行わない。	17.57

※ 機能区分は、森林の機能の維持増進を図るための森林を示す。

表 1-2-9 森林の区域 (機能別)

区 分		森林の区域	面積 (ha)	
木材等生産機能維持増進森林		—	—	
特に効率的な施業が可能な森林		—	—	
公益的機能別施業森林	水源涵養機能維持増進森林	1～38、40、41	1694.28	
	山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	38 い 1～20, 22, 23	74.61	
		38 ろ 1～6, 8～11		
		38 は 1～10		
	快適環境形成機能維持増進森林	浅羽海岸林	39 い 1～6, 39 ろ 1～5 39 へ 1～6, 39 と 1～6, 39 ち 1～3, 39 り 1～21	44.68
		その他の森林	26 は 4, 35, 47, 54, 58, 59, 63, 26 に 14～16, 22, 50, 26 ほ 8～11, 14, 15, 27 い 60～62, 27 ろ 31～62, 65～68, 27 は 1～17, 19, 20, 24～27, 30～36, 39～43, 28 ろ 32, 28 は 19, 38 い 1～20, 22, 23, 38 ろ 1～6, 8～11, 38 は 1～11,	95.2
		小計	139.88	
	保健文化機能維持増進森林	浅羽海岸林	39 い 1～4, 39 ろ 1～3, 39 へ 1, 3, 39 と 1, 3, 39 ち 1～3, 39 り 1, 4, 7, 10, 13, 16, 19	22.31
		その他の森林	26 は 4, 35, 47, 54, 58, 59, 63, 26 に 14～16, 22, 50, 26 ほ 8～11, 14, 15, 27 い 60～62, 27 ろ 31～62, 65～68, 27 は 1～17, 19, 20, 24～27, 30～36, 39～43, 28 ろ 32, 28 は 19, 38 い 1～20, 22, 23, 38 ろ 1～6, 8～11, 38 は 1～11	95.2
		小計	117.51	

- ※1 指定なしの森林についての施業種は「通常伐期」とする。
- ※2 詳細な森林の所在は、付属の概要図を参照。
- ※3 重複して指定している森林があるほか、森林の機能の維持増進を図る森林の設定をしない森林があるため、面積の合計は、計画対象森林の面積とは一致しない。

表 1-2-10 森林の区域（施業種別）

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
通常伐期	39 い 7～15、39 ろ 6～9、 39 は 1～10、39 に 1～3、 39 ほ 1～5、39 と 7～9、 39 ち 4～5、39 り 22～31	17.57
伐期の延長	1～38、40～41	1,599.08
長伐期	28 ろ 32、28 は 19 38 い 5, 15, 16, 18～20, 22 38 ろ 3, 4, 8, 10 38 は 3-1, 7, 9～11	15.90
複層林	該当なし	—
択伐による複層林	39 い 1～6、 39 ろ 1～5 39 へ 1～6、 39 と 1～6、 39 ち 1～3、 39 り 1～21	44.68
特定広葉樹	26 は 4, 35, 47, 54, 58, 59, 63 26 に 14～16, 22, 50 26 ほ 8～11, 14, 15 27 い 60～62 27 ろ 31～62, 65～68 27 は 1～17, 19, 20, 24～27, 30～36, 39～43 38 い 1～4, 6～14, 17, 23 38 ろ 1, 2, 5, 6, 9, 11 38 は 1～6, 8	79.3

#### 4 その他必要な事項

##### (1) 伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図る区域

該当なし

##### (2) 特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林

「特に針広混交林化を推進すべき森林」及び「特に樹種の多様性増進を推進すべき森林」を次のように定め、これらの森林のうち荒廃した森林では、静岡県森林の力再生基金条例（平成 18 年静岡県条例第 19 号）第 2 条に規定する事業を実施し、針広混交林化または樹種の多様性増進を図る。

##### ア 特に針広混交林を推進すべき森林

地形条件、林道の整備状況、所有形態等の自然的、経済的、社会的諸条件

からみて、森林所有者による適正な森林施業が困難と認められるスギ・ヒノキの人工林においては、単層である森林を広葉樹等との複層状態へ誘導し、針広混交林となるよう、適切な伐採を行う。

この森林の整備・保全の考え方を表1-2-11のとおり定める。

#### イ 特に樹種の多様性増進を推進すべき森林

地形条件、林道の整備状況、所有形態等の自然的、経済的、社会的諸条件からみて、森林所有者による適正な森林施業の困難性が認められる森林においては、単層及び過密化した森林を、活力のある多様性に富んだ広葉樹林等になるよう、適切な伐採、更新、保育を行う。

この森林の整備・保全の考え方を表1-2-11のとおり定める。

表1-2-11 特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林の整備・保全の考え方

種類	森林の整備・保全の考え方
特に針広混交林化を推進すべき森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>伐採方法は主伐又は間伐とし、列状又は群状の伐採を基本とする。</li> <li>伐採率は材積換算でおおむね35%とする。</li> </ul>
特に樹種の多様性増進を推進すべき森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>広葉樹林等を対象とする伐採方法は、主伐又は間伐とし、伐採率は材積換算でおおむね50%以内とする。</li> <li>竹林を対象とする伐採方法は、皆伐による樹種転換を原則とする。</li> </ul>

#### (3) 竹林の取り扱い

放置された竹林が周辺の森林や農地に拡大していることから、竹林の取り扱いを表1-2-12のとおり定める。

表 1-2-12 竹林の取り扱い

管理の目的		整備・保全の考え方
資源として整備、利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>たけのこ、竹材の生産</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産目的に合わせた適正管理を推進</li> <li>生産、流通、加工体制の整備</li> <li>利用技術の開発、バイオマス利用</li> <li>地域の特産品等としての活用</li> </ul>
竹林として整備、保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>竹林の景観、文化、環境形成機能等の保全</li> <li>竹林の防災機能の活用</li> <li>憩いの場、教育の場等として活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的に合わせた適正管理を推進</li> <li>管理体制の整備及び管理する人材の育成</li> <li>体験教育等の機会を創出</li> </ul>
竹林としてではなく、森林の保全・再生を優先	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林景観及び環境の保全</li> <li>ふれあいの場、体験教育の場等として活用</li> <li>防災機能等の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>竹林の拡大防止</li> <li>伐採や枯殺後、樹種転換</li> <li>ふれあい、体験教育等の機会を創出</li> <li>地域住民やNPO等との協働による森林づくり</li> </ul>

### 第3 森林施業の合理化に関する基本方針

本市の森林整備を総合的かつ計画的に実施するため、森林施業の合理化の基本方針を次のとおり定める。

#### 1 森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進

森林の経営に関して意欲と実行力を有した林業経営体が、周辺の森林所有者らの森林の経営も受託するなどして、面的にまとまった森林を対象に、林内路網の整備や主伐・再造林、利用間伐などの効率的な森林施業を実行することに対して支援する。

#### 2 森林施業の共同化の促進

林業経営体等の関係機関と連携し、小流域内の森林所有者間の調整及び合意形成を図り、森林施業の共同化を促進させる。また、森林経営計画の作成や、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結を促進させる。

## II 森林整備の方法に関する事項

### 第1 伐採に関する事項(法第10条の5第2項第2号)

#### 1 伐採の方法

##### (1) 立木竹の伐採

立木竹の伐採について表2-1-1のとおり定める。

表2-1-1 立木竹の伐採の方法

区分	指 針	
主伐 (更新を伴う伐採)	皆伐	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 主伐のうち、択伐以外のもの。</li> <li>• 気候、地形、土壌等の自然的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、次のことに配慮して行うもの。               <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 適切な伐採区域の形状</li> <li>➤ 1箇所あたりの伐採面積の規模</li> <li>➤ 伐採区域のモザイク的配置</li> </ul> </li> <li>• 伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯を設け適確な更新を図るもの。</li> </ul>
	択伐	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うもの。</li> <li>• 森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持増進するものとし、適切な伐採率によって実施するもの。</li> <li>• 適切な伐採率とは、材積伐採率30%以下とする。ただし、伐採後の造林が植栽による場合は40%以下とする。</li> </ul>
間伐 (更新を伴わない伐採)	立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的の樹種の一部を伐採して行うものであって、伐採後、一定の期間内に林冠が閉鎖するもの。	

## (2) 伐採(主伐)の標準的な方法

伐採(主伐)の標準的な方法を、表2-1-2のとおり定める。

表2-1-2 伐採(主伐)の標準的な方法

施業区分	標準的な方法
共通事項	<p>適正な伐採とは、森林の持つ多面的機能を自動的に発揮させるため、伐採によって林地を荒らさず、伐採後の適確な更新を図るものをいう。適正な伐採を行うための基本的な指針は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採跡地に接する森林を伐採する場合は、伐採跡地が連続することがないように、周辺森林の成木の樹高程度の幅の保護樹帯を設置するものとする</li> <li>・林地の保全及び公益的機能を考慮し、1か所当たりの伐採面積の規模及び伐採個所の分散に配慮するものとする。</li> <li>・伐採後の更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を考慮して伐採を行うものとする。</li> <li>・対象とする立木は、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。</li> <li>・野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保存に努めるものとする。</li> <li>・『主伐時における伐採・搬出指針の制定について』(令和3年3月16日2林整整第1157号林野庁長官通知)、「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」等を踏まえ、林地保全に努めるものとする。</li> <li>・花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を加速化する。</li> </ul>
育成単層林	<p>育成単層林における伐採は、森林の有する多面的機能を損なうことなく高度発揮させるため、以下の事項に留意し、実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・皆伐は、気象、森林生産力及び病虫獣害の発生状況等の自然条件からみて、更新が確実である森林について行うものとする。</li> <li>・更新の方法を天然更新として行う伐採は、伐採区域の形状、母樹の保存等について配慮して行う。特にぼう芽更新を行う場合は、優良なぼう芽を促すため、11月から3月に伐採するものとする。</li> <li>・育成複層林へ誘導する伐採の方法は、材積率70%以下の伐採を基本とする。また、周辺の森林の状況等により確実な更新が見込まれる場合は、小規模な面積において、材積率70%以上の伐採も行えるものとする。</li> <li>・伐採は、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、樹種及び林齢等の多様化、長期化に考慮して行うものとする。</li> </ul> <p>林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため、必要に応じ保護樹帯を設置するものとする。</p>
育成複層林	<p>育成複層林における伐採は、森林の有する多面的機能を損なうことなく高度に発揮させるため、以下の事項に留意し、実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採の方法は、材積率70%以下の伐採を基本とする。また、周辺の森林の状況等により確実な更新が見込まれる場合には、小規模な面積において、材積率70%以上の伐採を行えるものとする。</li> <li>・ただし、施業種を「択伐による複層林」とした区域においては、伐採時に下層木の損傷へ留意し、下記のとおりとする。</li> </ul>

	<p>ア 伐採後に人工造林を行う択伐の場合は、伐採率は40%（材積率）を上限とする。</p> <p>イ 伐採後に天然更新を行う択伐の場合は、母樹の保存、種子の結実や飛散状況等を勘案して伐採率を決めるものとし、伐採率は30%（材積率）を上限とする。隣接して広葉樹林が残存している森林等は、側方天然下種更新により広葉樹を導入することも考慮するものとする。</p>
天然生林	主伐に当たっては、育成単層林施業及び育成複層林施業に準じる。

※用語説明

- ・育層単層林：森林を構成する林分を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林。
- ・育層複層林：森林を構成する林分を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林。
- ・天然生林：主として天然力を活用することにより成立させ、維持される森林。

## 2 標準伐期齢

主要樹種の標準伐期齢を表2-1-3のとおり定める。

なお、立木の標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢以上をもって伐採を義務付けるものではない。

表2-1-3 標準伐期齢

地区	樹 種（林 齢）						
	スギ	ヒノキ	マツ	テーダマツ	その他針葉樹	クヌギコナラ	その他広葉樹
全域	40	45	35	30	50	15	25

(注) マツはクロマツ及びアカマツを指す。

## 3 その他必要な事項

高齢級のテーダマツについては、風倒害のリスクを考慮し、必要に応じて伐採を検討する。

### 第2 造林に関する事項(法第10条の5第2項第3号)

#### 1 人工造林に関する事項

##### (1) 人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、表2-2-1のとおり定める。

表2-2-1 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、マツ類、テーダマツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ

注1 スギ、ヒノキ等の苗木の選定に当たっては、成長に優れたエリートツリーをはじめとする花粉の少ない苗木の植栽に努めることとする。

注2 クロマツ及びアカマツを植栽する場合は、マツノザイセンチュウに対する抵抗力が認められたものが望ましい。

注3 定められた植栽樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、市の農政課（森林・林業担当課）と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

注4 テーダマツの植栽においては、風倒害のリスクが高い場所や、貴重な動植物・生態系が確認されている場所を避けること。

注5 マツ類は、アカマツとクロマツを指す。

## (2) 人工造林の標準的な方法

### ア 人工造林の標準的な植栽本数

人工造林の植栽本数を、表2-2-2に定める。

表2-2-2 人工造林の標準的な植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ	中仕立て	3,000～3,500 本/ha	
	疎仕立て	2,000 本/ha	
ヒノキ	中仕立て	3,000～3,500 本/ha	
	疎仕立て	2,000 本/ha	
テーダマツ	中仕立て	2,500 本/ha	
マツ類	中仕立て	3,000 本/ha	
広葉樹	中仕立て	3,000 本/ha	

※1 マツ類は、アカマツとクロマツを指す。

※2 標準的な植栽本数の上限を超える本数を植栽しようとする場合は、市の農政課と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

※3 現地状況や地形等を考慮し、上記の本数での植栽が困難な場合には、1,000 本/ha を下限の目安とし、更新が確保できる範囲内で植栽本数を減じることができる。ただし、この場合にも、市の農政課と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

※4 海岸防災林においては、その立地等の条件により、3,000 本～10,000 本/ha を植栽できる。

### イ 人工造林の標準的な方法

人工造林の標準的な方法を、表2-2-3に定める。

なお、人工造林の実施に当たっては、コンテナ苗の活用や伐採と造林を連続して行う一貫作業システムの導入等の効率的な造林、成長に優れたエリートツリー苗木の活用や低密度植栽などによる「低コスト主伐・再造林」を推進する。また、花粉の少ない苗木の植栽に務めるものとする。

ただし、奥山等のため継続的な資源の循環利用が困難な場合等は、スギ・ヒノキ以外の樹種への転換に努めることとする。

表 2-2-3 人工造林の標準的な方法

区分	標準的な方法	
	育成単層林	育成複層林
地拵え	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植栽の支障とならないように伐採木及び枝条等を整理する。</li> <li>・ 気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置にするなどの点に留意する。</li> </ul>	—
更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として植栽とする。</li> <li>・ 植付けは、気象その他の立地条件及び地域の標準的な方法を考慮してその方法を定め、適期に実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として樹下植栽とする。</li> <li>・ 隣接して広葉樹林が残存している場合には、周辺林地からの種子供給等による天然下種更新を考慮することができる。</li> <li>・ 植栽する本数は、表 2-2-2 に示す標準的な植栽本数に、上層木の立木の伐採率を乗じた本数以上とするよう留意する。</li> </ul>

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

人工造林による森林の伐採跡地については、森林の多面的機能の維持及び早期回復を図るため、表 2-2-4 に定める期間内において更新を完了するものとする。

表 2-2-4 伐採跡地の人工造林をすべき期間

区分	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内
択伐 (伐採率40%以下)	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内

## 2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

### (1) 天然更新対象樹種

天然更新の対象樹種を表 2-2-5 のとおり定める。

表 2-2-5 天然更新対象樹種

天然更新対象樹種	
天然更新対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ類、テーダマツ、ヤシヤブシ、ハンノキ類、シデ類、カンバ類、クリ、ナラ・カシ・シイ類、ムクノキ、エノキ、ケヤキ、クスノキ、シロダモ、ヤブニッケイ、タブノキ、カラスザンショウ、キハダ、ヤマボウシ、ミズキ、ホオノキ、サクラ類、ネムノキ、アカメガシワ、ウルシ類、カエデ類、イイギリ、リョウブ、エゴノキ、アオダモ、クサギ、オニグルミ、カツラ、クロガネモチ、ハリギリ、ヒメシャラ
ぼう芽による更新が可能な樹種	イヌシデ、クリ、ナラ・カシ・シイ類、ケヤキ、ヤブニッケイ、タブノキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類、エゴノキ、アオダモ、カツラ、クロガネモチ

※1 「ぼう芽による更新が可能な樹種」の欄にあるものであっても、更新が完了していない若齢の広葉樹林や大径木化した広葉樹二次林（根元直径 40cm 以上、おおむね 80 年生以上）は、ぼう芽による更新が可能な樹種には含めないものとする。

※2 マツ類はクロマツ及びアカマツを指す。

## (2) 天然更新の標準的な方法

天然更新の標準的な方法を表 2-2-6 に定め、天然更新すべき立木の期待成立本数を表 2-2-7 に定める。

また、天然更新に当っては、必要に応じて表 2-2-8 に定める天然更新補助作業を実施するものとする。併せて、シカ等の食害が予測される地域では、必要に応じて防護柵等による食害防止対策を実施するものとする。

表 2-2-6 天然更新の標準的な方法

区分	標準的な方法
天然下種更新	種子が自然に落下して発芽、成長することで図られる更新。 天然下種更新は、周辺の母樹の状況を把握した上で行き、状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととする。
ぼう芽更新	根株からの発芽（ぼう芽）、成長によって図られる更新。 ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき、植込みを行うこととする。

表 2-2-7 天然更新のすべき立木の期待成立本数

区分	本数
期待成立本数	6,000 本/ha

表 2-2-8 天然更新補助作業

天然更新補助作業	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こしや枝条整理等を行う。
刈出し	ササなどの下層植生によって、天然に発生した稚樹の生育が阻害されている箇所において、下草刈りや清掃作業を行う。
植込み	天然に発生した稚樹の生育状況等を考慮し、天然更新の不十分な箇所においては、必要な本数を植栽する。
芽かき (ぼう芽整理)	ぼう芽の優劣が明らかとなる頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を 1 株当たりの仕立て本数 4～5 本を目安としてぼう芽整理を行う。 2 回目は 4 年目に実施し、1 株当たりの仕立て本数は 2～3 本とする。

### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する多面的機能の発揮のためには、伐採跡地を早期に森林に回復する必要がある。このことから、天然更新を図る森林においては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内に、天然更新を完了させるものとする。

### (4) 天然更新完了の確認

天然更新を図る森林においては、皆伐後 5 年以内に「静岡県天然更新完了基準」に基づき、次に定める手順により更新状況の確認調査を行う。

#### (ア) 確認調査の方法

- ・調査の時期は、伐採後 5 年以内とする。
- ・調査方法としては、まず目視によって基準を満たしているかを判断する。
- ・明らかに基準を満たしているとの判断がつかない場合には、プロット調査を行う。
- ・プロット調査の内容は、天然更新すべき立木の樹種名と本数とする。
- ・プロットの設定方法は、以下のとおりとする。
  - ・プロットの大きさは 5 m × 5 m (25 m<sup>2</sup>) とし、2 箇所以上設ける。
  - ・プロットは、対象地の地形や植生等を考慮の上、平均的な箇所を選択する。
  - ・対象地の後継樹の発生状況が均一でない場合は、区分けして調査することができる。(後継樹とは、植栽木、天然下種等により発生する稚樹・ぼう芽枝のうち将来の森林の樹冠を構成する樹種を指す。)

#### (イ) 天然更新の完了基準

天然更新の完了基準を表 2-2-9 のとおり定める。

表 2-2-9 天然更新の完了基準

項目	本数
完了の基準	・天然更新すべき立木 (表 2-2-5 で定める樹種で 2 m 以上のもの) が、期待成立本数の 3 割以上で、かつ均等

	に生育している状態である。 ・プロット調査においては、すべてのプロットが基準を満たしている。
天然更新すべき立木の本数の下限値	・期待成立本数の3割 (=1,800本/ha) ・ただし、気象や土壌等の条件により、上記基準を適用することが明らかに困難な場合は、伐採前の森林や周辺の森林を参考にして、1,000本/haを下限とすることができる。

#### (ウ) 基準を満たしていない場合の対応

確認調査の結果、天然更新の完了基準を満たしていない場合には、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年以内に、天然更新補助作業を実施して天然更新を完了させる又は植栽を行うものとする。

### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

#### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

天然更新に必要な母樹やぼう芽更新に適した立木の有無、林床の状況、病害虫などの被害の発生状況、既往の主伐箇所における更新状況、その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を考慮して、伐採後の適確な天然更新が期待できないと認められ、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を次のとおり定める。

- ・針葉樹人工林である。
- ・母樹となりうる高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない。  
(堅果を持つ更新樹種による天然下種(重力散布)が期待できない。)
- ・周囲100m以内に広葉樹林が存在しない。
- ・林床に更新樹種が存在しない。  
(過密状態にある森林、シカ等による食害が激しい森林等)

#### (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

3(1)の基準により、その存在が明らかな森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在」として表2-2-10に定める。

また、表2-2-10以外の森林においても、5ha以上の皆伐予定地で、(1)の基準に該当する場合は、植栽を原則とする。

表2-2-10 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	面積 (ha)	備考
39 林班	62.25	松くい虫被害伐倒後の補植

### 4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林の命令の基準を次のとおり定める。

#### (1) 更新にかかる対象樹種

法第10条の9第4項の規定に基づく造林の命令を受けた者は、次に定める樹種を植栽するものとする。

### ア 人工造林の場合

表 2-2-1 に定める樹種とし、表 2-2-11 に再掲する。

### イ 天然更新の場合

表 2-2-5 に定める樹種とし、表 2-2-11 に再掲する。

表 2-2-11 更新にかかる対象樹種

更新方法	対象樹種
人工造林	スギ、ヒノキ、マツ類、テーダマツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ
天然更新	スギ、ヒノキ、マツ類、テーダマツ、モミ、ヤシヤブシ・ハンノキ類、シデ類、カンバ類、クリ、ナラ・カシ・シイ類、ムクノキ、エノキ ケヤキ、クスノキ、シロダモ、ヤブニッケイ、タブノキ、カラスザンショウ、キハダ、ヤマボウシ、ミズキ、ホオノキ、サクラ類、ネムノキ、アカメガシワ、ウルシ類、カエデ類、イイギリ、リョウブ、エゴノキ、アオダモ、クサギ、オニグルミ、カツラ、クロガネモチ、ハリギリ、ヒメシヤラ
ぼう芽による更新が可能な樹種	イヌシデ、クリ、ナラ・カシ・シイ類、ケヤキ、ヤブニッケイ、タブノキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類、エゴノキ、アオダモ、カツラ、クロガネモチ

※ マツ類は、アカマツとクロマツを指す。

### (2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

生育し得る最大の立木の本数は 6,000 本/ha とする。

## 第3 保育・間伐に関する事項(法第 10 条の5第2項第4号)

保育及び間伐は、森林の立木の生育の促進、林分の健全化及び利用価値の向上を図るために実施するものとし、その標準的な方法等を次のとおり定める。

### 1 保育の作業種別の標準的な方法

保育の作業種とその標準的な方法を表 2-3-1 のとおり定める。

表 2-3-1 保育の標準的な方法

種類	樹種	実施林齢及び時期等
下刈	スギ ヒノキ	林齢：10 年生までのうち、下草が繁茂し造林木の成長を著しく阻害する時に実施するものとするが、状況に応じて、回数の削減や実施期間の短縮に努める時期：6～7 月頃を目安
つる切り	スギ ヒノキ	林齢：つるが繁茂する状況に応じて実施 時期：下刈及び除伐時
除伐	スギ ヒノキ	時期：下刈り終了後に、育成目的樹種とそれ以外の樹種との競合が始まった時
枝打ち	スギ	林齢：枝下直径が 7cm になった時に実施

	ヒノキ	方法：直径 5～6cm のところまで実施 「目標とする材長+0.5m」の高さまで実施 時期：11月～2月上旬頃
その他	—	造林地の野生動物による食害対策として、忌避剤の塗布や防護柵の設置、捕獲等を実施

## 2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法

間伐は、「新・システム収穫表※1」を利用し、表 2-3-2 に示す指針に従って実施する。

表 2-3-2 間伐の標準的な方法

項目	指針
間伐の時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 間伐の時期は、林木の樹冠が閉鎖して、林木相互の競争が生じ始めた時とする。林木の樹冠閉鎖の目安は樹冠疎密度 10 分の 8 以上とする。</li> <li>・ 間伐を行うべき立木の混み具合を表す指標として「収量比数 (Ry) ※2」を用いるものとし、その値を表 2-3-3 に定める。</li> <li>・ 平均的な間伐の実施時期の間隔の年数を表 2-3-4 に定める。</li> </ul>
間伐率 間伐回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 間伐率と回数は、「新・システム収穫表」を用いて林分の健全性保持と生産目標への誘導が可能となる割合と回数を算出し、現地状況を考慮して定める。</li> <li>・ 材積による伐採率の上限は 35%を標準とする。</li> <li>・ 5年後に樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実にであると認められる範囲内とする。</li> </ul>
選木の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選木の方法は、森林の整備・保全の目標と森林の状況に応じて、定性間伐や列状間伐等、最も適切な方法を選択する。</li> <li>・ 保育期の間伐は、被圧木、二又などの不良木、あばれ木等を選定することを原則とするが、均等な立木密度が得られるよう残存木の配置にも配慮する。</li> <li>・ 8 齢級以上の間伐は、利用可能な森林資源の活用の観点から、上層木や中層木も対象とする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用可能な森林資源の活用を図るため、間伐材の搬出を推進する。</li> <li>・ 地形上、風衝地となり得る場所においては、風倒害に留意して間伐を行う。</li> </ul>

※1 「新・システム収穫表」とは、静岡県農林技術研究所森林・林業研究センターが作成したスギ・ヒノキ人工林の収穫予測を行うプログラム（エクセルファイル）。樹種、林齢、ha 当たり本数、地位、間伐時期を入力することにより、簡単に収穫予測を行うことができる。プログラムは、静岡県のホームページからダウンロードできる。「新・システム収穫表」による試算の一例を下表のとおり。

「新・システム収穫表」による試算の一例

年生	施業	本数 伐採率	伐採後 本数 (本/ha)	伐採後 収量比数 (Ry)	平均胸高 直径 (cm)	伐採材積 (m <sup>3</sup> /ha)	備考
15	下層間伐	25%	2,061	0.7	10.8	11	
25	下層間伐	36%	1,318	0.7	15.1	37	
40	下層間伐	32%	898	0.7	20.6	53	
55	上層間伐	22%	698	0.6	23.4	90	
70	上層間伐	20%	552	0.6	28.0	103	
90	皆伐	100%			34.5	462	

※樹種ヒノキ、15年生時立木本数2,750本/ha、地位Ⅲで初期設定

表2-3-3 収量比数

樹種	収量比数
スギ	0.85
ヒノキ	0.85

表2-3-4 平均的な間伐の実施時期の間隔

区分	間伐の実施時期の間隔
標準伐期齢未満	10年
標準伐期齢以上	15年

### 3 計画期間内に間伐を実施する必要があると認められる森林

該当なし

### 第4 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 (法第10条の5第2項第8号)

#### 1 作業路網の整備に関する事項

ここでは、森林施業を低コストで効率的に行うために必要な作業路網の整備に関する事項を示す。作業路網については表2-4-1に定義する。

表2-4-1 作業路網の区分と定義

区分		定義
基幹路網	林道	不特定多数の者が利用する恒久的公共施設であり、森林整備や木材生産を進める上での幹線となるもの。
	林業専用道	主として森林施業のために特定の者が利用する恒久的公共施設であり、幹線となる林道を補完し、普通自動車(10t積程度のトラック)や林業用車両(大型ホイールタイプフォワード等)の輸送能力に応じた必要最小限の規格・構造を有することにより、森林作業道の機能を木材輸送の観点から強化・補完するもの。
細部路網	森林作業道	森林作業のために特定の者が利用し、主として林業機械(トラックを含む)の走行を予定するもの。

### (1) 作業路網の密度に関する事項

森林施業を低コストで効率的に行うため、施業を一体的に行う森林について、森林の傾斜等に応じてあらかじめ作業システム（車両系又は架線系）を定め、表2-4-2に掲げる作業路網の密度を目安として林道及び林業専用道、森林作業道を適切に配置する。

表2-4-2 作業路網の密度

傾斜区分	作業システム	路網密度	
		うち基幹路網	
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	110m/ha 以上	30～40m/ha 以上
中傾斜地 (15～30°)	車両系	85m/ha 以上	23～34m/ha 以上
	架線系	25m/ha 以上	
急傾斜地 (30～35°)	車両系	60m<50m>/ha 以上	16～26m/ha 以上
	架線系	20m<15m>/ha 以上	
急峻地 (35°～)	架線系	5m/ha 以上	5～15m/ha 以上

※「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

### (2) 基幹路網に関する事項

#### ア 基幹路網の作成にかかる留意点

基幹路網の開設は、車両の安全かつ円滑な通行を確保するため、表2-4-3に示す規格（林道規格）を遵守する。林業専用道及び森林作業道の開設は「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」に則したものとする。

表2-4-3 基幹路網の規格・構造

区分		規格 (林道規定)		車道幅員	通行車両
林道	森林基幹道 森林管理道 森林施業道	第1種 及び	自動車道1級	4.0m(3.0m)	一般車両、 林業用車両
		第2種	自動車道2級	3.0m	
		第2種	自動車道3級	2.0m	
林業専用道		第2種	自動車道2級	3.0m	林業用車両 (10t積トラック)

※第1種：セミトレーラーを設計車両とするもの

※第2種：普通自動車、小型自動車を設計車両とするもの

#### イ 基幹路網の整備計画

該当なし

## ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網は、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

### (3) 細部路網に関する事項

#### ア 細部路網の作設に係る留意事項

森林作業道は、間伐をはじめとする森林整備や木材の搬出のため、継続的に用いられる道であり、表2-4-4に示す通行車両による使用を想定し、また、地形に沿うことで作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な構造とする。

また、森林作業道の開設は、「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」に則したものとする。

表2-4-4 森林作業道の規格

区分	幅員	通行車両
森林作業道	全幅員 2.5m以上	車両系林業機械又はトラック
	全幅員 2.5m未満	車両系林業機械（車体幅 2.0m 程度）

#### イ 細部路網の維持管理に関する事項

「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう、適正に管理する。

### (4) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

#### 2 その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### (法第10条の5第2項6号)

#### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本市の森林は小規模零細な所有形態が多数を占めており、加えて森林施業の受委託もほとんど行われておらず、効率的な森林施業が困難な状況である。

そこで、隣接する複数の所有者の森林を取りまとめて、数十 ha の施業団地とした上で、作業道の整備や間伐などの森林施業を一括して行えるよう、森林の育成や利用に関する事項を意欲と実行力のある林業経営体へ委託することを促進し、効率的な森林の経営を図っていく。

#### 2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

施業の集約化や計画的な路網整備等に関する意欲と実行力のある者に対して、必要な情報の提供、必要な助言、指導その他の援助を積極的に行っていく。

また、森林の施業を効率的かつ適切に行っていくためには、森林に関する正確な情報の把握が重要であることから、森林情報の精度向上に努める。

#### 3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営を受託するためには、森林の経営の委託を受ける者（受託者）が、委託者である森林所有者から、森林の育成及び一部立木の処分、森林の保護や

作業路網の整備等に関する権原を委ねられている必要がある。このため、受託者は森林所有者との間で「森林経営委託契約」を締結する。

なお、すでに森林所有者と受託者との間で長期施業受委託契約が締結されており、かつ、森林経営計画の認定を受けている場合は、現行の長期施業受委託契約の契約条項の見直し・追加を行い、「森林経営委託契約」を締結するものとする。または、長期施業受委託契約の契約変更を行い、「森林経営委託契約」に代える。

- (1) 造林、保育及び伐採に必要な育成権原
- (2) (1)に基づき伐採した木竹の処分権原
- (3) 森林の保護や作業路網の整備等に関する権原

#### **4 森林経営管理制度の活用に関する事項**

森林経営管理制度の活用については、本市の実情を踏まえ、継続して検討する。

### **第6 森林施業の共同化の促進に関する事項**

(法第10条の5第2項7号)

#### **1 森林施業の共同化の促進に関する方針**

該当なし

#### **2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策**

該当なし

#### **3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項**

該当なし

### **第7 その他森林整備に関する必要な事項(法第10条の5第3項)**

#### **1 林業に従事する者の確保及び育成・定着に関する事項**

##### **ア 森林技術者の能力の向上**

森林組合等の林業経営体に雇用された技術者を対象に、国や県の人材育成に係る支援の利用等を促し、経験年数に応じた技術、知識、能力の習得を図り、効率的な木材生産を担う森林技術者の育成を支援する。

##### **イ 効率的な木材生産のためのプランナーの育成**

森林組合等の林業経営体の職員を対象に、効率的な木材生産に必要な計画を作成する知識の習得を促し、森林施業プランナーの育成を支援する。

##### **ウ 林業への新規就業促進**

林業への就業に関心がある者を対象に、国や県の人材確保に係る支援の利用等を促し、林業への新規就業を促進する。

##### **エ 森林技術者の就労環境の向上**

林業経営体を対象に雇用環境の改善や労働安全の取組により、森林技術者の就労環境を向上する。

また、林業従事者の通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的評価を促す。

### オ しいたけ生産者の育成

地域のしいたけ生産者を対象に、品質適正表示や認証取得を指導するとともに、鳥獣害対策、生産技術向上のための品評会、消費拡大PR活動などを支援する。また、新規参入者への研修実施を支援する。

### 2 林業機械の導入の促進に関する事項

地形や地質、森林資源状況、経営にかかるコストを総合的に考慮し、適切な路網整備と林業機械の組み合わせにより労働生産性を高め、表2-7-1をモデルとする低コスト作業システムの構築を目指す。

また、低コスト作業システムの構築に不可欠な、高性能林業機械の導入やオペレーターの育成、林業労働災害の防止等については、県や林業・木材製造業労働災害防止協会等の支援事業等を積極的に利用していく。

表2-7-1 作業システムのモデル

作業システム	集材距離	目標路網密度	傾斜	伐木	造材	集材
車両系 (フォワーダ等、集材)		200m/ha程度	緩	ハーベスタ等	ハーベスタ等	フォワーダ等の車両
	~50m	100m/ha~		チェンソー	プロセッサ	フォワーダ等の車両
架線系 (タローヤダ等、集材)	~200m	25m/ha~		チェンソー	プロセッサ	スイングヤダ
	~400m	12.5m/ha~		チェンソー	プロセッサ	タローヤダ
	400m~	~12.5m/ha		チェンソー	プロセッサ	自走式搬器(集材機)
				急		

### 3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項

木材関連業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を関係者が一体となって着実に進める。

林産物の利用の促進のために必要な施設について、表2-7-2に現状と今後の整備計画を示す。

表2-7-2 林産物の利用の促進のために必要な施設

区分	施設の名 称	現状			整備計画			備考
		位置	規模	対図 番号	位置	規模	対図 番号	
流通	貯木場				山崎	150,000 m <sup>2</sup>		
加工	木材チップ 製造工場				岡崎	40,000t		

### Ⅲ 森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

(法第10条の5第2項9号及び第10号)

#### 第1 森林の病虫害の駆除又は予防の方法等

##### 1 森林病虫害の駆除並びに予防の方針及び方法

本市は、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努める。特に、松くい虫及びナラ枯れ被害対策については、表3-1-1に示す方針に則って適切に行う。

なお、森林病虫害等の蔓延防止のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合には、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

表3-1-1 松くい虫等被害対策方針

項目	方針
松くい虫被害対策	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 静岡県松くい虫被害対策事業推進計画を受けて本市の松くい虫被害対策自主事業計画を定め、これに基づいた松くい虫被害対策を実施する。</li><li>2. 保全すべき松林の被害跡地には、マツノザイセンチュウに抵抗性を有するマツを植栽し、復旧を図る。</li><li>3. 保全すべき松林の周辺においては、感染源となる被害木駆除を行うとともに計画的に樹種転換を図る。</li><li>4. 快適環境形成機能の公益的機能を高度に発揮させる必要がある海岸部の保全すべき松林は、薬剤散布及び被害木駆除を行う。</li><li>5. 地域住民との協働により適正な管理を行い、松林の健全化を図る。</li><li>6. 地域にとって特に重要なマツに対し、樹幹注入等の対策を実施し、保全する。</li></ol>
ナラ枯れ被害対策	地域で被害の早期発見・監視に努め、初期段階で、適切な防除を推進する。

##### 2 森林病虫害の駆除及び予防の体制作りの方針

森林病虫害による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などのため、森林所有者を始め、地域住民への呼びかけを行い、森林病虫害の被害木等の情報収集に努める。

また、地域住民が情報提供しやすいよう、窓口の設置を行う。

#### 第2 鳥獣による森林被害対策の方法

##### 1 鳥獣害防止森林区域の設定

設定なし

##### 2 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法

設定なし

##### 3 その他の区域及び鳥獣に関する森林被害対策の方法

近隣の市町ではニホンジカ等による森林被害が増加していることから、鳥獣の保

護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づいて県が定める第二種特定鳥獣管理計画及び鳥獣被害防止特別措置法に基づき本市が作成した「袋井市鳥獣被害防止計画」に沿って、防護柵等の設置による食害防止対策等の実施を支援していく。

#### 4 鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認等

現地調査による確認のほか、森林施業を行う林業経営体や森林所有者等からの情報の収集に努める。

なお、鳥獣害の防止の方法が適切に実施されていない場合は、森林所有者等に対して指導・助言等を行う。

#### 5 その他必要な事項

本市は、ニホンジカなどによる剥皮等の報告は現在のところないが、早期発見と早期対策などのため、森林施業を行う林業経営者や森林所有者等を始め、地域住民や近隣市町と連携し、情報収集に努める。

### 第3 林野火災の予防の方法

本市は、林野火災を予防するため、以下の方針に則った取組を行う。

- 初期消火器材の配備を進めるとともに、林野火災発生 of 未然防止に努める。
- 林野火災発生 of 危険性が高い、ゴルフ場周辺や山間地道路沿い、海岸マツ林等の市民やドライバーの入り込む地域においては、タバコ、たき火の後始末を徹底するよう周知する。
- 林業従事者の火気の取扱いに対する指導を行い、山火事予防への意識を啓発する。
- 林野火災注意報の発令時には、火の使用の制限の努力義務の対象として指定された区域を確認するとともに、火の使用の制限に従うよう努めることを周知する。
- 林野火災警報の発令時には、火の使用の制限の対象として指定された区域を確認するとともに、火の使用制限を徹底することを周知する。

### 第4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の手続き

森林病虫害の駆除については、伐倒駆除等の処理を基本とするが、やむを得ず火入れを実施する場合には、「袋井市火入れに関する条例」に基づき実施し、林野火災や周辺への延焼等の災害の発生につながらないよう、安全管理に十分配慮するものとする。

### 第5 その他必要な事項

#### 1 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を実施すべき林分

松くい虫被害対策については、39 林班を中心に対策を行うこととし、対策の方法及び実施する森林の区域を表 3-5-2 に示す。

表 3-5-2 松くい虫被害対策の対策方法及び区域

松林区分別		区分	備考
保全すべき松林	高度公益機能森林	静岡県松くい虫被害対策事業推進計画による	
	地区保全森林		
被害拡大防止森林			

※その他、「袋井市松くい虫被害対策自主事業計画」を参照

## **2 その他必要な事項**

本市は、森林病虫害及び山火事等を未然に防止するため、森林巡視等を実施するとともに標識等の設置を推進する。

また、台風等による造林木の風倒害が発生している森林の施業については、細心の注意を払って行うよう指導する。

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

##### 第1 保健機能森林の区域

保健文化機能を高度に発揮させる必要のある森林であって、森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林を保健機能森林として定め、その森林の区域を表6-1に示す。

表6-1 保健機能森林の所在

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)				備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	その他	
小笠山	29 い 1～11、13～37、39 29 ろ 1～3、5 29 は 1～15 29 に 1～2 29 ほ 1～14 30 い 9 30 ろ 1～20 30 は 1～13、15～25、27 ～71、 30 に 1～3	95.04	95.04			
		95.04	95.04			

##### 第2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

保健機能森林の区域内の森林における施業の方法は、自然環境の保全等に配慮しつつ、多様な樹種からなる明るく色調に変化を有する森林を維持・誘導することを基本とし、表4-2-1のとおり定める。

表4-2-1 保健機能森林の施業の方法

施業の区分	施業の方法
伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>間伐を繰り返し、複層林や自然力を生かした混交林に誘導する。</li> <li>伐採に伴う裸地面積の縮小を図る。</li> </ul>
造林	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の自然林等との調和を図った樹種による早期の更新に努める。</li> <li>特に地域独自の景観等の形成が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のため、特定の樹種の広葉樹を植栽する。</li> </ul>
保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者が快適に散策等を楽しめるよう、適度な林内の明るさを維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行う。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健・風致の保存等のため、保安林の指定やその適切な管理を推進する。</li> <li>施業は、地域の林業経営体が主体となって行うとともに、森林ボランティア活動や森林環境教育の場等として多様に活用する。</li> </ul>

##### 第3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

###### 1 森林保健施設の整備

該当なし。

###### 2 立木の期待平均樹高

該当なし

#### 第4 その他必要な事項

管理・運営は、自然環境の保全と森林の保全とが両立し、森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制・施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意する。

### V その他森林の整備のために必要な事項

#### 第1 森林経営計画の作成に関する事項

##### 1 森林経営計画の記載内容に関する事項

本市は、森林所有者等が森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するように指導する。

- Iの第2の2に示す公益的機能別施業森林の施業方法
- IIの第2の3に示す植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- IIの第5の3に示す森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3に示す共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- IIIに示す森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

##### 2 一体整備相当区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域（以下、一体整備相当区域という。）を表5-1-1に定める。

表5-1-1 一体整備相当区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
袋井市北部区域	1～22 林班	864.01
袋井市南部区域	23～41 林班	892.52

#### 第2 森林整備を通じた地域振興に関する事項

地域材を活用した公共施設の木造化を推進するなど森林資源の活用を積極的に行っていく。また、市内で生産されたしいたけ等の林産物を出品する物産展等を企画推進する。

#### 第3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

既存の自然環境を活かしながら、市民が気軽に森林に親しむことのできる空間の創出と活用を行うこととする。

#### 第4 住民参加による森林の整備に関する事項

住民参加による森林づくりに対する理解と関心を深めるために、次に掲げる取組等を行っていく。

##### 1 地域住民参加による取組

- 間伐実施等の広報に努める。

- 住民が森林内で気軽に活動できるよう、作業路等の整備を行う。
- 市の年間行事等に森林・林業体験プログラムを組み込む。
- 地域保全団体により、小笠山の整備を行う。

## 2 上下流連携による取組

上下流連携で森林造成を企画するなど、積極的に働きかける。

## 3 法第10条の11第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

公益的機能別施業森林について、間伐又は保育その他の森林施業の実施及びその他に必要な施設の整備に関する内容の施業実施協定を特定非営利活動法人等と森林所有者等が締結することを支援する。

## 第5 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林経営管理制度の活用については、本市の実情を踏まえ、継続して検討する。

表5-5-1 袋井市森林経営管理事業対象森林

区域	作業種	面積 (ha)	備考
該当なし			

## 第6 その他必要な事項

### 1 施業の制限を受けている森林に関する事項

施業の制限を受ける保安林においては、森林法に基づく施業を実施する。また、自然公園法、砂防指定地管理条例等の法令等により伐採行為が制限されている場合には、これらの法令等を踏まえた施業を実施する。また、複数法令等による施業の制限を受けている場合は、より制限が強い法令等に基づく施業方法で行うものとする。

### 2 森林の保全に関して留意すべき事項

森林の保全については、適切な施業の推進、管理及び保安施設事業の計画的な実施を通じて、森林の有する水源の涵養、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収・固定、環境の保全といった公益的機能の維持増進を図るとともに、伐採造林届出制度、保安林制度及び林地開発許可制度の適切な運用を図る。

また、近年頻発する集中豪雨等による水害を防止するために、流域治水の取組と連携するとともに、流木被害を防止するため、伐採木の適正な処理や渓流域での危険木の除去等に努める。

### 3 土地の形質の変更にあたり留意すべき事項

森林の土地の形質の変更に当たっては、次の事項に留意する。

#### (1) 保安林

保安林では、保安林の指定の目的の達成に支障の無い範囲に限定することとする。

#### (2) 保安林以外の森林

保安林以外の森林では、当該森林の植生、地形、地質、土壌、湧水、気象、過去に発生した災害等の自然環境条件、及び下流の河川、水路の整備状況、周辺における土地利用、水利用、景観等の生活環境条件を考慮し、次の4点に留

意した上で、森林の適切な利用を図る。

- ア 土砂の流出または崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと
- イ 水害を発生させるおそれがないこと
- ウ 水の確保に著しい影響を及ぼすおそれがないこと
- エ 環境を著しく悪化させるおそれがないこと

### (3)その他の事項

太陽光発電施設を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行う。また、事業者に対し、地域住民の理解を得るための取組の実施等を行うよう配慮させる。とともに近隣の開発との一体性や開発面積の拡大や市町の総合計画等の整合に留意することとする。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

### 4 環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項

地域住民の参加により森林整備、地域環境の保全を図り、森林整備の理解を広める。

### 5 公有林の整備に関する事項

市有林の整備については、委託を行うなどして適正な管理に努める。

### 6 良好な森林景観の形成に関する事項

小笠山丘陵地、宇刈丘陵地、磐田原台地の丘陵地とその斜面緑地は袋井市らしい景観の一つである。森林の保全、景観の配慮等、各種法制度等を適切に運用した丘陵地景観の保全を行っていく。